

令和6年度 SST ミーティング 見たことのない研修に参加しませんか ～保護者と教職員のコミュニケーション～

宮崎県教育研究連合会協賛「教師力向上セミナー」開催のご案内

標記の会を下記により開催いたします。これまでに本会に参加していただいていた方はもとより、初めて参加の方を大歓迎いたします。

今回も「保護者と教職員のコミュニケーション」をテーマにして、よりよい関係づくりについて具体的に協議します。毎回ご指導いただいております武庫川女子大学 西井克泰名誉教授にもご参加いただき、劇やパネルディスカッションなどを通して、テーマに迫ります。新たな出会いを創出する会にもなります。たくさんの参加をお待ちしております。

記

- 1 趣 旨 家庭と学校が信頼関係を築くため、教師のコミュニケーションスキルを高めることを目的にして、様々な手法を用いて保護者とのよりよい関係について具体的に検証する。また、参加者同士のネットワークを広める。
- 2 主 催 SST ミーティング実行委員会（代表 赤江小 校長 長尾岳彦）
- 3 協 賛 宮崎県教育研究連合会
- 4 期 日 令和6年11月30日（土）
- 5 時 間 13:00受付 13:20オープニング 16:30エンディング
- 6 場 所 宮崎市立赤江小学校体育館（体育館シューズをご持参ください）
- 7 内 容

予定時間	内 容	出 演 者
13:20～13:40	オープニング	全員で自己紹介ゲーム
13:50～14:20	本県トップの男優・女優が演じる 劇「教師 田島康介 その後」	伊藤 海（劇団FLAG） 原口奈々（劇団ゼロQ） 甲斐健治（劇団220）
14:30～15:15	初任者3名のパネルディスカッション （保護者と教師のコミュニケーション）	徳丸綾真教諭（小松台小） 瀬戸さくら教諭（赤江小） 甲斐月子教諭（本郷小）
15:25～16:10	グループディスカッション （もしもそのグループで学校を組織したら）	参加者全員
16:10～16:30	まとめとエンディング	武庫川女子大 西井克泰 名誉教授

- 8 参加者
 - 学校関係者どなたでも参加できます。ただし、参加費（運営費・通信費等）500円当日に集めさせていただきます。
- 9 情報交換会
 - 18:30より宮崎市「ホテルマリックス」で懇親会を行います。ミヤチク商品他豪華景品が当たる「お楽しみ抽選会」もありますので、是非ご参加願います。
 - 参加費は5,500円の予定です。
- 10 参加申込み
 - 参加希望者は、（学校名 職名 氏名 携帯番号 情報交換会の参加の有無）を記入の上、11月11日（月）までにQRコードで申し込みください。

<https://logoform.jp/form/HxnK/736488>



長尾携帯（090-4986-0756）に直接申し込んでいただいても結構です。



主催 日本教育文化研究所



令和6年度 教文研教育シンポジウム



学校と地域でつくる学びの未来 ～コミュニティ・スクールの可能性～

令和6年11月16日(土)9:20～11:55



パネリスト
前東京都三鷹市教育長
全国コミュニティ・スクール
連絡協議会会長
貝ノ瀬 滋氏



パネリスト
NPO法人まちと学校のみらい
理事長
令和6年度CSマイスター
竹原 和泉氏



パネリスト
山口大学大学院教育学研究科
教授(特命)
松田 靖氏



コーディネーター
日本教育文化研究所所長
千葉大学名誉教授
明石 要一氏

下記URL及びQRコードよりお申し込みいただけます

<https://form.dr-seminar.jp/seminars/sghvpk/1116webinar>

配信方法 : Web配信 (全国どこでも参加可能)

参加方法 : 事前申込制、**会員以外の方も申込可能です**

連絡先 : kyoubun@ntfj.net 03-3262-1859





登壇者提言



パネリスト 貝ノ瀬 滋 氏 プロフィール

前東京都三鷹市教育長
 全国コミュニティ・スクール連絡協議会会長
 日本連合教育会副会長、東京都教育会会長
 兵庫教育大学大学院教育研究科客員教授
 文部科学省初等中等教育局視学委員
 昭和23年、北海道生まれ。電気通信大学大学院博士後期課程中退。
 都内公立学校教諭、都教育委員会指導主事、三鷹市立校長などを経て現職。
 文部科学省中央教育審議会委員、内閣官房教育再生実行会議委員、文部科学省参与、福島県復興教育アドバイザー、政策研究大学院大学客員教授などを務める。
 最新書「みんなで創ろうコミュニティ・スクール」（2023年、悠光堂）



コミュニティ・スクールの可能性

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校の課題や基本方針の承認を得ることなどを通して、校長の「学校運営の強化を図る」ための仕組みである。2023年5月現在、その設置学校数は全国で1,831校で、つまり全国の公立学校の約半数（52.3%）に増えている。振り返ってみれば、平成16年に地教行法に位置づけられたコミュニティ・スクールもはや20年であるが、この設置数である。なんと少ないことか？

現在、学校を取り巻く課題は、極めて多く、かつ重大で複雑化、困難化を極めてしている。いじめ問題をはじめ、不登校、規範意識の低下、SNS等によるトラブルなど枚挙にいとまがない。また、教員の働き方改革も対応が急がれる。これらの課題の対応力を学校だけに求めても、もはや限界と言ってよい。

さらには、GIGAスクール構想や令和の日本型学校教育など、これからの時代に対応した新しい公教育を実現するためにも、学校・家庭・地域による強い連携と協働のツールであるコミュニティ・スクールをてこに、地域ぐるみで乗り越えていかなければならない。そのためには、①学校運営協議会の形骸化の克服、②学校を地域のcommons（入会地）として位置づけ、③コミュニティ・スクールを戦略的教育改革のツールとして市民力の向上を図る、など、三鷹市が現在取り組む改革方策をお伝えし、一緒に考えていきたい。

パネリスト 竹原 和泉 氏 プロフィール

特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
 文部科学省総合教育政策局CSマイスター

大学で初等教育・社会教育を専攻。フランス・米国・日本で3人の子を育て、ボランティア活動PTA活動を行う。中央教育審議会臨時委員、コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議、横浜市立小中学校・神奈川県立高校・特別支援学校で学校運営協議会会長を歴任。現在横浜市青葉区において青少年の地域活動拠点あおばコミュニティ・テラスを運営



「子どもの未来」のために、幸せな人生を歩んでいけるよう、社会総がかりで子どもを育てる。子どもたちはこれからの社会の担い手であり、「まちの未来」をつくる。

近年学校は誰もが経験したことのない課題に直面、歩みを止めることなく最善策を見つけ、学校も地域もそれぞれの立場で役割を果たせただろうか？子どもにとってコミュニティ・スクールは育ちと学びのセーフティネットである。すべてを学校だけで行うことは難しく、安心して日々を過ごせるよう、未来を担うために必要な学びができるよう、学校と地域の連携・協働が不可欠であり、大人の本気が問われている。

コミュニティ・スクールがスタートして20年、数字の上では約半数の学校が導入しているが、看板をかけたことで安心し形骸化してはいないだろうか？日常的に学校と地域で熟議を重ね、それぞれが当事者として動き、大人も学びつづけることこそ、コミュニティ・スクールの可能性を高める。

パネリスト 松田 靖 氏 プロフィール

山口県下関市立熊野小学校長

山口県宇部市教育委員会教育次長

山口県教育庁義務教育課長、同審議監を経て、現職。

専門分野は、学校経営、教育行政、地域連携教育。



令和3年1月の中教審答申では、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、学校と地域が一体となって子供たちの成長を支えていくことの重要性を示すとともに、子供たちが主体的に学び、成長できるような教育へとシフトする方向性を打ち出している。これまで指導者の視点で考えていた学校教育を、これからはより学習者の視点で考える、正に「一人一人の子供を主語にする学校教育」である。

子供たちは、自らが主語となり、他者と関わりながら、考え、判断し、行動することでエージェンシーを発揮していく。そしてそのためには、学校・家庭・地域が、子供たちの「伴走者」として連携・協働し、主語である子供たちの成長に必要な環境を整えていくことが大切となる。そうした中で、子供たちと大人が共に学ぶことにより、互いを認め価値づけることができるとともに、身近な大人が地域や学校を愛する姿を見て、子供たちの中に地域の担い手としての意識が芽生えていく。

令和6年度 宮崎県教育研究連合会 補正予算(案)

令和6年10月25日 現在

＜収入の部＞

項 目	令和5年度予算	令和6年度予算	R6補正予算	補正額	備 考
繰越金	2,013,826	1,867,212	1,867,212	0	前年度からの繰越
会 費	9,036,000	7,571,400	6,608,200	△ 963,200	会員数497名での試算
一般会員会費		7,568,400	6,605,200	△ 963,200	内訳(新517名、2・3年76名、4・5年14名、継続364名、賛助20名)
その他の会費		3,000	3,000	0	
助成金	10,260,000	2,860,000	2,860,000	0	弘済会・全日教連・教文研等
弘 済 会	200,000	200,000	200,000	0	
全日教連補助金	9,000,000	700,000	700,000	0	日台教育学術検討会
研究奨励金	160,000	160,000	160,000	0	
旅費行動費補助金	900,000	1,800,000	1,800,000	0	
寄付金	0	40,000	40,000	0	
雑収入	14	10	10	0	利息等
その他	0	0	200,000	200,000	運営資金積立からの繰り入れ
合 計	21,309,840	12,338,622	11,575,422	△ 763,200	

＜支出の部＞

項 目	令和5年度予算	令和6年度予算	R6補正予算	補正額	備 考
事業費	10,462,500	3,215,000	3,215,000	0	
研修費	430,000	425,000	425,000	0	
研究大会費	200,000	200,000	200,000	0	宮教研連のつどい
研修会費	120,000	120,000	120,000	0	各種主催研修会費
研究活動費	80,000	80,000	80,000	0	研究員研究諸経費 @¥15,000 他
研究紀要費	30,000	25,000	25,000	0	
支会研修助成費	112,500	0	0	0	▲支給停止
全国研修費	9,880,000	2,750,000	2,750,000	0	
教研全国大会費	9,000,000	300,000	300,000	0	教研全国大会経費等(山口)
教育シンポジウム費	0	0	0	0	教育シンポジウム旅費等(Web)
日台教育学術検討会費	0	700,000	700,000	0	日台教育学術検討会(宮崎)
中央研修費	880,000	1,750,000	1,750,000	0	次期リーダー研、台湾訪問研修等
広報費	0	0	0	0	
組織対策費	10,000	10,000	10,000	0	
福利厚生費	30,000	30,000	30,000	0	
管理費	2,764,960	2,319,960	2,219,960	△ 100,000	
会議費	100,000	30,000	30,000	0	
総 会 費	30,000	20,000	20,000	0	感謝状、功労賞代等。
理事會費	0	0	0	0	
支会長會費	20,000	0	0	0	
諸 會 議 費	50,000	10,000	10,000	0	会計監査旅費のみ
消耗品費	80,000	70,000	70,000	0	事務用品費
印刷製本費	20,000	20,000	20,000	0	各種印刷、名簿印刷他
旅費交通費	100,000	80,000	80,000	0	
旅 費	20,000	20,000	20,000	0	
行 動 費	80,000	60,000	60,000	0	役員等行動費
通信運搬費	330,000	250,000	250,000	0	電話、輸送、切手代、宅急便代等
人件費	1,460,000	1,160,000	1,060,000	△ 100,000	
給与手当	1,030,000	730,000	630,000	△ 100,000	給与削減
退職給付費	0	0	0	0	
保険料等	430,000	430,000	430,000	0	社会保険、労災保険、税金等
備品費	20,000	20,000	20,000	0	
借損費	634,960	674,960	674,960	0	
使用賃借料	400,000	440,000	440,000	0	事務室家賃、機械警備(アルソック)代他
リ ー 入 料	234,960	234,960	234,960	0	複合型コピー機等リース
支払手数料	20,000	15,000	15,000	0	振込手数料等
負担金	6,498,000	5,425,000	4,825,000	△ 600,000	全日教連負担金を減額申請
全日教連會費	5,346,000	4,428,000	3,936,000	△ 492,000	会員一人あたり¥820×12カ月
教文研會費	1,122,000	972,000	864,000	△ 108,000	会員一人あたり¥180×12カ月
その他	30,000	25,000	25,000	0	青少年育成県民会議、みやざき社会教育生涯学習研究会、他
予備費	1,560,000	1,350,000	1,278,000	△ 72,000	年度当初運営資金(¥213000×6月)
雑費	24,380	28,662	37,462	8,800	
合 計	21,309,840	12,338,622	11,575,422	△ 763,200	

支会の統廃合における検討事項（案）

R 6 . 1 0 / 2 6 支会長会資料

宮崎県教育研究連合会は、昭和44年2月9日の結成宣言に記されているように、宮崎県内各地にあった教育正常化を目指す同志の団体の連合体として結成された。これらの会を現在では「支会」と称している。従って、これら支会の統廃合等は支会がそれぞれの判断で実施すべきことである。しかし、近年の全県的な急速な会員減等もあいまって、支会の統廃合は宮教研連全体の問題となっているため、全支会での協議と一定の合意をもって進める必要がある考え、本日、提案する。

なお、一般の法人・団体の場合、その会則等には、解散する際の手順・約束事などをまとめた、いわゆる「解散規定」が盛り込まれていることが多い。しかしながら、宮教研連県本部の規約を含めて、多くの支会の規約・会則には、「解散規定」は規定されていないと思われる。解散規定が規定されていれば、それに従うことになるが、規定がない場合、その問題が生じた場合に、別途、協議して会員の合意を得る必要がある。

1 支会間の合併統合について

(1) 支会間での検討事項

- ・組織、役員、規約、会費、年間活動計画 等
- ・旧支会の扱い ⇒ 支部制やブロック制 など
- ・会計・資産
 - ・備品等や過去の事務文書を持っている場合は、その処理・保管方法の検討が必要
 - ・合併前の各支会の資産（合併前の会計の残金）をどうするか？
 - 単純に合算する
 - 一部を会員に還元し、残りを合算、
全額会員に還元し0円にする など
 - ・合併後の会費徴収額をどうするか？

(2) 県としての検討事項

- ・規約改正 支会数、副会長数、理事数、支会長会、支会理事長会 等

2 支会の廃止について（支会を県傘下の「支部」とする場合）

(1) 支会での検討事項

- 組織・役員 県の対応に従うことになる
- 会計・資産
 - ・廃止前の資産をどうするか？ 会員に還元、公的団体へ寄付、県本部に統合 等
 - ・備品等や過去の事務文書を持っている場合は、その処理方法の検討が必要

(2) 県としての調整

- ① 県規約改正
 - ・支会数、副会長数、理事数 等の改訂
 - ・支会長会・支会理事長会 等の組織改定
- ② 支部規定（支部組織、支部会費 他）の制定

- ③ 会費徴収方法の検討
 - ・現方式の維持
 - ・新方式（個々の会員が直接納入する方法や会費徴収システム等の利用する方法）の検討
- ④ 支部としての事業
 - ・支部総会、支部主催研修会を実施するかどうか？
 - ・県主催研修会は、自動的に支部共催となるので、支部会員の参加促進を図る

≪支部の組織・活動についての提案≫

- 支部長 1、支部理事 1、徴収役をおく（兼務可）
 - ・支部長：支部会員のとりまとめ、連絡調整。評議員を兼ねる。県副会長を兼ねることができる。（副会長になる場合がある。）
 - ・支部理事：支部会員のとりまとめ、連絡調整。県本部理事となる。（会員数が少ないため、職種を限定しない。）
- ※評議員とは

現行の「支会長会」を「評議員会」に改称し、その参加メンバーは、支会・支部の代表であるそして評議員という。
- 必要に応じ、連絡員をおくことができる（市町村毎、中学校区毎 等）
 - ・原則、県からの郵便物は、連絡員のもとへ送付する。但し、支部会員が 20 名を下回った場合は、直送する。
- 支部事業
 - ・支部総会を行わない。
 - ・支部役員会は支部任意。
 - ・支部主催研修会は支部任意。（支部役員で検討。）
 - ・支部単位の情報交換会の開催をお願いします。
- 会計
 - ・支部としては、会計をおかない。
 - ・会費の徴収方法は別途検討する。

(3) 支部移行のメリット・デメリット

メリ ツ ト	組織軽減	役員は、支部長、支部理事、徴収役の 3 名のみ。（兼務可）総会なし。役員会は任意。
	業務軽減	事業計画・予算案、事業報告・決算報告は作成不要。主に会員への連絡と郵送物送達のみ。直接納入方式になれば、会計業務はなくなる。
	事業軽減	支会主催の研修会はしなくてもよい。親睦のための年 1 回程度の情報交換会等の企画をお願いしたい
デ メ リ ツ ト	意識希薄化	会員間の結びつきの低下にともなう会員としての意識が薄れる事が懸念される。
	結束力低下	上記と同様に、宮教研連としての結束力の低下が心配される。
	県本部の業務増加	会員管理、会費管理、連絡業務の増加

3 その他の検討事項

(1) 研究員制度

一般会員が激減する中で、各支会では研究員の選出に苦慮している。そこで、以下のような制度の改正を行う。

・地区の割当は行うが、割当地区以外からも、希望があれば応募を認める。

・応募資格：

① 個人研究の部：個人 または、3名以内のグループ

② **団体研究の部**：会員が代表等を務める学校または団体、4名以上のグループで、研究発表担当者が会員であるもののうち、その趣旨や研究内容等と本会の趣旨等とに齟齬がないもの

・論文募集への応募や、他団体主催の研究会等での発表の予定があるものも応募を認める

例1：校長・副校長・教頭が会員であり、かつ、研究発表担当者も会員である〇〇〇学校の校内研究

例2：会長（副を含む）または理事長（副を含む）が会員であり、かつ、研究発表担当者も会員である〇〇研究会の研究（県単位、地区単位、市町村単位を問わず） 〇〇市理科教育研究会 等

例3：研究発表者が会員である〇〇研究サークルの研究 〇〇サークル

・応募する個人や団体の代表者・研究発表担当者は、申込時点で会員でなくてもよい。研究員となった際には速やかに宮教研連に加入し、研究員任期中は会員を継続すること。研究員の任期終了後は、会員を継続するかどうかは任意とする。

・研究費については、予算枠を8万円としその範囲内で執行する。

・個人研究：1件 1万5千円程度

・団体研究：1件 1～3万円

・これまで同様、研究論文の提出、全国教研大会及び県大会（つどい）での発表を義務とする。

規約改定案

条・項	改正前	改正後
第6条	この会は、県内の 8支会 で組織する。	この会は、 県内の支会及び個人会員 で組織する。
第6条の2	—	支会が存在しない地域に、支部をおく。支部については、理事会規則で、別に定める。
第8条	この会に次の機関を置く。 1. 代表委員会 2. 三役会 3. 支会長会 4. 理事会 5. 支会理事長会	この会に次の機関を置く。 1. 代表委員会 2. 三役会 3. 評議員会 4. 理事会
第9条の3	代表委員会は、本会の役員及び 8支会 の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。(以下略)	代表委員会は、本会の役員及び 支会、及び支部 の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。(以下略)
第11条	支会長会は、代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。(以下略)	評議員会は、支会、支部の代表である評議員で構成し、 代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。(以下略)
第14条	この会に、次の役員を置く。但し、副会長は 各ブロックの代表4名 と女性職員1名で構成する。 ○ 会長(1名) ○ 副会長(5名) ○ 理事長(1名) ○ 副理事長(3名) ○ 理事(20名以内、会長が必要とする数) ○ 監事(3名) ○ 会計(1名)	この会に、次の役員を置く。但し、副会長は 中部・北部・南部の各代表1名 と女性職員1名で構成する。 ○ 会長(1名) ○ 副会長(4名) ○ 理事長(1名) ○ 副理事長(3名以内) ○ 理事(20名以内、会長が必要とする数) ○ 監事(2名) ○ 会計(1名)
第14条の2	会長及び副会長、理事長、会計、監事は、 支会長会 で審議し、代表委員会で承認する。	会長及び副会長、理事長、会計、監事は、 評議員会 で審議し、代表委員会で承認する。
第21条	この会の経費は、 各支会の負担金・賛助会員会費・補助金 および寄付金をもって充てる。	この会の経費は、 各支会の負担金、賛助会員会費・支部会員会費・補助金 および寄付金をもって充てる。
第21条の2	各支会の負担金 の額は、代表委員会で決める。(月額×12カ月×会員数)	各支会の負担金及び支部会員会費 の額は、代表委員会で決める。(月額×12カ月×会員数)
第23条	第2条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。	第2条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。 なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。
第23条の2	賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合、支会長の承認を必要とする	賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合、支会長の承認を必要とする。 なお、

		支部においては、別に定める支部規定によるものとする。
第23条の3	会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、支会長会で協議し、決定する。	会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、評議員会で協議し、決定する。
慶弔規定 第3条	会員に慶弔が生じた時、当該支会長・理事長は、直ちに本部事務局へ報告するものとする。	会員に慶弔が生じた時、当該支会長・支会理事長、及び、支部長・支部理事は、本部事務局へ報告するものとする。

支部規定案（理事会規則）

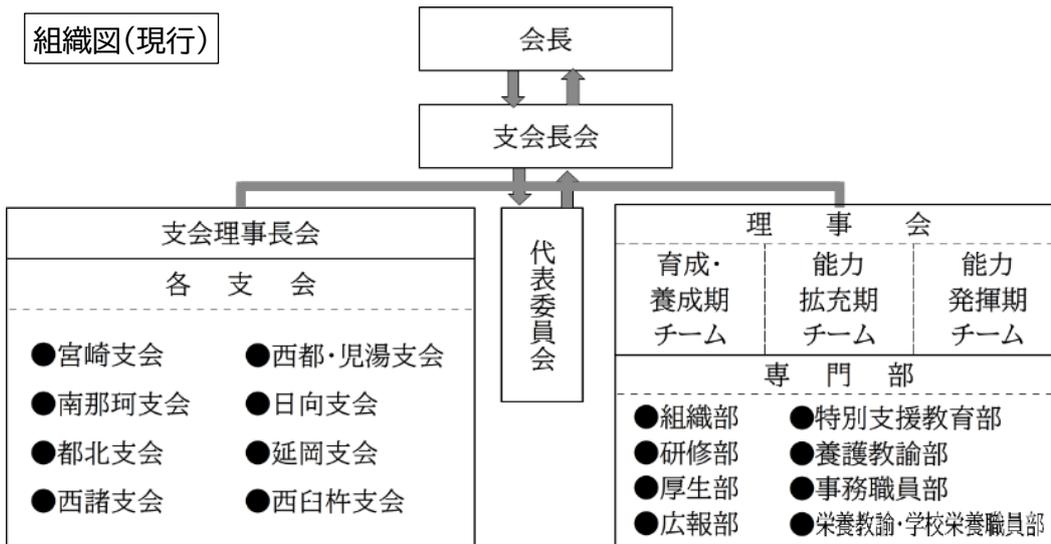
条・項	支部規定
第1条	総則 この規定は、宮崎県教育研究連合会傘下の支部について、その組織、事業等について定める。
第2条	支部 支部は、支会が存在しない地域（支会傘下地域）に所属先がある会員で組織する。
第3条	<p>入会及び退会等 支部においては、規約第2条に定める会員の入会、退会、休会等に関する事項は、支部長を経由して県会長に届けることによって、効力を発生する。</p> <p>2 支部において、新たに、入会を希望する者は、所定の入会届により支部長を経由して県会長に届けるものとする。</p> <p>3 支部において、退会を希望する会員は、所定の退会届により支部長を経由して県会長に届けるものとする。</p> <p>4 支部において、休会を希望する会員は、支部長に口頭で届けるものとする。届けを受理した支部長は、県会長へ報告するものとする。</p>
第4条	会費 支部会員は、別に定める支部会員会費を、県会長長が定める方法により納入することとする。
第5条	<p>支部事業 支部は、次の事業を行う</p> <p>(1) 県本部事業の運営・連絡・調整・広報に関すること</p> <p>(2) 会費の徴収、納入（←この条項は要検討）</p> <p>(3) その他、宮教研連の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>
第6条	<p>役員 支部には、三役（支部長、支部理事、徴収役）をおく。三役は兼務することができる。任務は以下の通りとする。</p> <p>(1) 支部長は、支部事業をつかさどる。また、県副会長を兼ねることができる。</p> <p>(2) 支部理事は、支部事業の実務を行う。また、県本部理事を兼ねる。</p> <p>(3) 徴収役は、支部会員の会費徴収及び県会計への納付の実務を行う。</p>
第7条	本規定の各条に定めるものほか、支部に関する事項については、理事会において決定する。

会費内規改定案

条・項	改定前	改訂後
第1条	この内規は、会費（各支会の負担金）の額等について定める。	この内規は、会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）の額等について定める。
第2条	会費（各支会の負担金）については、別表1のとおりとする。	会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）については、別表1のとおりとする。

別表1	(現行)					
	職区分	加入年	会員徴収額の例	県への負担金		
	一般職	1年目	¥5,000	¥3,000		
		2～3年目	¥6,000	¥4,000		
		4～5年目	¥10,000	¥5,000		
		継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800		
	管理職	1年目	¥8,000	¥5,000		
		2～3年目	¥12,000	¥10,000		
		継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800		
	再任用	—	¥8,000	¥5,000		
	講師	—	¥3,000	¥1,500		
	賛助	終身会費	¥3,000	¥3,000		
		(改定案)				
		職区分	加入年	支会		支部会員会費
				会員徴収額の例	県への負担金	
	一般職	1年目	¥5,000	¥3,000	¥5,000	
		2～3年目	¥6,000	¥4,000	¥6,000	
		4～5年目	¥10,000	¥5,000	¥8,000	
		継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800	¥18,000	
	管理職	1年目	¥8,000	¥5,000	¥7,000	
		2～3年目	¥12,000	¥10,000	¥11,000	
		継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800	¥20,000	
	再任用	—	¥8,000	¥5,000	¥6,000	
	講師	—	¥3,000	¥1,500	¥1,500	
	賛助	終身会費	¥3,000	¥3,000	¥5,000	
説明文	(追加)			別表1の支部会員会費は、支会が存在しない地域（支部傘下地域）に所属先がある会員の会費徴収額である。		

組織図(現行)



組織図(改定案)

